

寺社の在家

長井政太郎
工藤定雄

一

山形県地名録^①によると村山に一三、最上に一、庄内に三、置賜は一六一の在家の地名が残っているが、伊達家文書その他によると置賜には遙に沢山の在家が分布していたことが明かであるのみならず^②、村山の寺社文書に数多くの在家があつたことがわかるのである。酒田市本楯の大物忌神社を中心とする地域には衆徒屋敷、笛吹免、太鼓免、直会田、倉稲田、鳥居畑、表物忌、正月油田、寺屋敷等の小地名が残っており、烏海山の登山に当る蔵岡にも楽田、供物田、御幣田、御備田、仏供田、神子免等の地名が残っているが、是等は神社経営に関係していた在家百姓或は衆徒等が耕作していた田地であつたと思われる。神社に残る慶長十六年の検地帳^③によると八千百十二平疇、七十二石三斗一升七合の神田とそこに三十六戸の屋敷があつて三十八人の神人が居住していた。学頭はかぎ取免と呼ばれる百二十疇出目七十疇の田地を所持していたが、九束刈の苗代も所持していたから、自らも農耕を営んでいた神人であつたと思われる。衆徒の内三百疇に出目二百疇の耕地を所持する南之坊は林光坊と呼ばれる名子を従え、同じ刈高の西之

坊が名子左衛門太郎を従えていた。耕地が広いので名子を従え、その労力で経営していたのであろう。花藏院は只一つの院号を名乗るものであったから寺であらうが、九月田七十疇を所持していた。九月の例祭の経費を負担する田地を経営していたのであろう。同じ九月田五十疇出十五束疇を所持する下居堂は堂守が居て農耕していたものと思われる。一院・一堂・二十五坊と承仕が各苗代を所持していたから何れも神田を分割経営していたものと思われるが、この外に屋敷も田地もない左衛門三郎、勘解由左衛門、与三衛門なる者が見える。寺社の雑用に服していた水呑でもあるかと思われる。

耕地の内訳を見ると仏供田が一三八五束疇で、油田二七〇束疇、御幣田一五〇疇、大磬若免二五〇疇、燈明田六〇疇となつているが、これらは神人が経営しながら神事仏事に必要な現物を、その面積に従つて負担していたのであつたらしい。

楽田と呼ばれる田地が一七五束疇あるが、楽人の費用に充てていたものと思われ、大日田五〇疇、白山田一七〇束疇はそれぞれの堂があつたものであろうし、湯田は神事湯立に関連していた田地であらう。

杉沢も鳥海山神領で、慶長十六年には千七百八十三束疇、十四石八斗七合の田地があつた^⑥。この内百七束疇が式乗坊の所有地で、残り全部が別当が所持していた。別当には杉本坊、金藏坊、佐藤左衛門、刑部左衛門、甚兵衛、林泉坊という名の名子があつた。明屋敷がこの外一戸分あるから帳面の上で十四石八斗七合の田地は実際には相当広い田地であつたと思われるが、それを名子の者が耕作しながら神事も営んでいたのである。

式乗坊所有地は仏具田と花田であつたが、別当分の田地は御平田（御幣田）仏供田、牛王田、燭明田、行者田、学田、油田、これに百五十疇の五月田、二十疇の六月三日のまつり田と名付けられる田地であつた。五月と三月節句に

神事を行っていたのであろう。

吹浦の大有忌神社所蔵の「両所山仏供田畠檢地帳」^②によると西養坊分三百八十疇、出五十疇と長業坊分五百三十二疇、出百四十疇、福泉坊分三百十八東疇、出四十疇が両所山仏供田と記入してあるが、林泉坊外二十坊の者には田地の記載が見られないから二二七六疇の仏供田は是等の神人が分割經營していたものであろう。学頭分五百疇、出六十疇はがくとう坊分右馬介、惣太良右衛門と記載してあるのは学頭の名子となっていた者であらう。百疇は二良左衛門以下十一名あったが、その合計田地二二五東疇の本高は約四分一で、出目は四分三であった。即ち孫左衛門分五十疇、出二百五十疇のような形となつていたのである。神人分もこの程度に広い耕地であらうが、檢地奉行の進藤但馬が加減したものと見え三分一位しか追加がされていない。神領が實際の面積より遙に広いもので二倍位であった事は山形盆地の平塩等にも見られる処であるから庄内の場合も同じように取扱われていたと思われる。

慈覚大師開山を説いている山寺立石寺には「元和六年の立石寺所領田帳」があるが^③、これによると

莊頭分、石堂在家

本地尅貫三百地、此年貢本錢仁百七拾六文

此外出目式百地、此錢本錢六拾文

田三百疇、此米ノ錢本代仁百四拾文

廿四文代ニベ尅貫地ニスル也

とがせ在家

本地計尅貫七百地 本錢三百六拾尅文

本木在家

本地尅貫百地

本錢貳百卅貳文

一斗畠

本地壹貫五百地 本錢仁百廿六文

今在家

本地壹貫四百地 本錢八拾五文

出目壹貫六百地 本錢四百八十文

おく山在家

本地四百地 本錢八拾五文

出目壹貫六百地 本錢四百八十文

高柳在家

本地壹貫八百地 本錢三百八十文

出目仁百地 本代六十文

とあり、莊頭は學頭、小勸進と並んで記され六在家を支配していたのである。六在家は何れも荻野戸に位置を占め、今在家の屋敷には榎松等の古木が残っているから現在の位置に移ってから相当の年月を経ていることが窺われるのであるが、屋敷跡には万年堂と大型の板碑等が残っているのみである。石燈の残っている所もあるが、板碑も石塔も鎌倉時代を下らないもののように思われる。奥山在家の万年堂は小さいもので太くない松木が植えられてあるが、それぞれ屋敷に祭ってあつた祭神を八幡神社境内に集めた折に植えたものであろう。

伝説によると六在家は慈覚大師のおともして来てここに住みつき、寺に奉仕してきたといい、江戸時代の初期山形城主鳥居忠政の検地に反対して山寺一山が争つた際奥の滝に籠つた院主を六人で連れもどしたといい、年一回は寺に招待され、また在家方でも和尚を招いて祭典を行なつてゐる。この日は七色の野菜料理で六人の座席もコ字型に定つており、膳運ぶ者の脚をさらつて倒せば米作が良いと喜んでゐるといふ。

何時の頃からか本郷に引越しているが、家の前を流れる清流を使用して開田することができないことになってい
のを見ると、山寺堰沿いの扇伏地面の開田は荻野戸の在家が本郷に移動する以前であつたのであろう④。

本地と出目を合せた合計は、元和六年には高柳在家と奥山在家が各二貫文、今在家は一貫八百文、本木在家が一貫
百文、とがせ在家一貫七百文、石堂在家が一貫七百四十文で、一貫百文から二貫文の範囲であつたが、寛永二十一年の
検地帳⑤によると高柳田在家は一町六反六畝九歩、高六石八斗七升、奥山在家は二町九反八畝一歩、一一石二斗、今
在家は四町一畝一六歩一五石四斗、本木石家二町二反二畝二十五歩、八石四斗五升、とがせ在家一町六反一六歩、六石
七斗、石堂在家二町一反九畝七歩、九石四斗五升で名子を一、二軒抱えても営農可能な面積であつた。祭日に馳走役
をするのは在家衆でなく、その下の十二軒衆が交代でやっているのは昔からの身分的關係によるものであるらしい。

正保三年の本田検地帳⑥によると在家は地名と化し、今野は田二畝八歩、畑二町九反六畝五歩となり、その所有者
は次右衛門八反五畝一二歩、藤左衛門五反八歩、金藏三反三畝二五歩、兵部三反四畝七歩、弥五郎二反五畝十七歩、
大学二反六畝一三歩、弥次郎二畝、与右衛門二反一畝一八歩、藤藏分一反一畝二歩と分解している。

石堂在家も二反八畝一歩の田と一町九反四畝四歩の畑があつて次右衛門外七名の者が分割所持し、富樫は水田二六
歩、畑一町二九歩が十一人に分割され、一反三畝一二歩の田と四反二畝九歩ある宮田も孫兵衛、孫三、与吉の三人の
所有に帰している。即ち寛永時代にはまだ在家主の名でまとめて所持された形に記載されているのに、その直後の正
保三年には完全に分割所有され、在家主の名すら消えているのであるが、今日なお何等かの神を祭り、立石寺に奉仕
する六人在家の姿が消えていないのである。

宝永五年の荻の戸村新棟帳⑦によると今野の二町二反二十八歩の畑と六歩の田は三十人に分割、石塔の田四畝二十

九歩、畑三反二畝二四歩は十五名の所有地と化しているのである。

元和六年の立石寺奉行本間作左衛門の検地によると、

- 一 如法堂ノ分事、十二月之間ひぢり二人ふちがた塩、味噌共ニ上申候
- 一 法納日ト申ハひぢり衆十二月之間如法經書申候て經堂へ納申候間一二三分申候、ひぢり衆とり申候。
- 一 油田ハ一月之間あけ申候。
- 一 香田ハ一月之間かうをあけ申候。
- 一 らうかてんハ如法堂らうか、またさうゑなきときハ法納おこなひ申候。むかしよりきしんの御はん候。但ワたはんほり字ニて候。
- 一 あみだ堂僧之事、一人までに本田千束かりワたり田四五〇かりつゝ、是者おもてのしゆと申候やくの事

(中略)

- 一 みこくの事ハ一月之間上申候。よこしたり不申候。
 - 一 上中下旬之間一月付て三斗づゝなかとこゆき一間づゝ
 - 一 まつりたいこ、ふえかく人之事ハ、二五日のかく人なり
 - 一 学頭てんハ論議の御やく、あぢやりてんはみつぎの御やく、かくとうてん上あぢやり、下あぢやり三人やく学頭ニ付申候。
 - 一 少勸進ハ筆とりのやく、きた□□□□れひかうのさし張んらべのやく、山かたよりのごまこんハごまの御やくなり
- 等と如法堂の経費や日々の油や香の田等を定め経田からは写経している聖の生活費と如法堂の経費等を二ヶ月に割当てて徴収する制度になっていた。経田、花田、油田、香田等はそれぞれの農民に割付けて耕作していたことと思われる。

二

寺社領経営の実態がもう少し明らかになるのは慈恩寺である。文安二年の「寺司所領之日記知行之処」^⑥によると

八鍬二十五貫之所寔如是也

次にひや田是は日仏供役田也。是は家武替之時より相違申ニ就みのわの郷ニかわり田千疇是年貢四貫文之所也、次ニ八鍬之内弥勒の田屋分、鹿島のわらそひ五百疇、本年貢一貫五百文之所、次ハ米沢ニ上葉山田五百疇、本年貢一貫五百文之所取役者五百文、熊野之役二千疇、本年貢八貫之所也。散田ハ奥山在家次ニ十五田二百疇、役者二百文出候。

大沼越前殿四百疇、本年貢ハ四百文

小泉殿葉山田五百疇、五百文おい酒之役也、九月百五文おいさけの役也。次かけ餅の田三百疇三十味廿文さかて六十五文づゝ各ハ十六けんより年貢取申候

次大屋けより預年貢人わしら之分

百五十文 大沼在家

二百文 さねき在家

百五十文 きしらう在家

百五十文 刑部左衛門よなざわ

二百文 奥山さいけ

二百文 きむらさいけ

二百文 ふた口さいけ

百五十文 せき口さいけ

百五十文 道方さいけ

二百文 にちおんさいけ

百五十文 大夫さいけ

文安二年乙丑十二月廿日

と八鍬部落に十の在家とよなざわに刑部左衛門の預地があつた。

33 寺 社 の 在 家
寛永十三年九月三日代官所に差出した「弥勒分之四内鎮守十四体之在家永代地、前々より持来候もの」と記された願上状によると、八鍬には十四軒の在家があつて

35 寺社の在家

| 姓 名 | 場 所 | 刈高 | 春役 | 秋役 | けぞう (酒) | 節句 の酒 | 大師講木 | 炭の錢 | 公仕(事) | 味噌(すかふ) | 鹽 |
|---------|---------------|-------|-----|-----|------------|----------|------|-----|-------|---------|------|
| 佐藤左衛門太郎 | かうや | 1,000 | 160 | 21 | 30文 | 14文 | 5束5文 | 5文 | 25文5人 | 1個1文 | 1盃2文 |
| 木村刑部 | かうや | 700 | 120 | 200 | | 14 | 5束5文 | 5 | 25 5 | | |
| 大沼九郎 | 馬坂 | 2,250 | 200 | 500 | 30 | 14 | 8束8文 | 5 | 25 5 | 1 1 | 1 1 |
| 大沼兵庫 | 馬坂 | 1,720 | 120 | 100 | 30 | 14 | 8束8文 | 5 | 25 5 | | |
| 佐藤次郎兵衛 | 二口 | 1,200 | 25 | 83 | 15 | 7 | | 5 | 25 5 | | |
| 工藤番内 | 二口 | 1,380 | 25 | 83 | 15 | 7 | | 5 | 25 5 | | |
| 田中文七郎 | 木村屋敷 | 510 | 80 | 67 | 15 | 7 | 2束5文 | 5 | 15 3 | | |
| 田中雅楽助 | " | 270 | | 133 | 15 | 7 | | | 10 2 | | |
| 木村左京 | " | 400 | 60 | 69 | 30 | 14 | 5束5文 | 5 | 25 5 | | 1 1 |
| 守屋彦兵衛 | 下 関 | 600 | 80 | 180 | 15 | | | 5 | 15 3 | | |
| 高子孫兵衛 | 下 関 | 450 | 80 | 45 | | 14 | 4束4文 | | 25 5 | 1 1 | |
| 木村孫太郎 | おんかみの 末 | 1,410 | 80 | 160 | 30 | 14 | 5束5文 | 5 | 25 5 | | |
| 工藤五郎右エ門 | 北山半在家 | 470 | | | 30 | 14 | | 5 | 25 5 | | |
| 大沼衛門五郎 | かけの下 半 在 家 | 200 | 100 | | 15 | 7 | 4束4文 | 5 | 10 2 | | |

一 千葉耆連同時納
 一 蠟燭三十同時納
 一 豆腐三帖座さたさ御祈念之時経
 一 手桶耆つ同時納
 一 大根耆駄同時納
 一 小豆耆斗五升納
 一 塩之魚十五本七月十日鹿島祭ノ時納
 一 昆布五拾本納
 一 なすび三十納
 一 瓜三十同時納、蕪百三十納
 一 鯉耆連同時納
 一 鱒耆東同時納
 一 蕪百三十納
 一 紙百枚九月九日鹿島祭ノ幣ニ
 一 へき百枚同時納
 一 御座耆杖同時納
 一 大豆三斗三升八合ひき大豆五升ニ致し
 一 鮭五本祭ノ時朝晩ニ納
 一 油往耆俵耆斗又水油拾八盃半慈惠寺司ニ納、但弥勒御前之灯明ニ納也、右色々如此納申事

と鹿島明神の神事に使用する物品や寺で必要とする物資を物納させていた。慶長十六年の「弥勒在家田畑明細坂野紀伊守領検地帳①」

によると、

彌勒在家永代

二口

一千仁百疋

佐藤次郎兵衛

合百九拾五文本

八拾三文秋役 拾五文けぞう

合四升五合本

廿五文 春役 廿五文五人ノ公仕

貳拾俵五升出目

廿五文 代ノ錢 仁升つきあて、拾文茶子ノ錢、仁升御鏡貳枚、五文炭ノ錢、五合わせはつう壹束三把

七文節供ノ酒出 以上

二口

一千三百八拾かり

工藤番内

合百九拾五文本

八拾三文秋役 七文節供ノ酒出

廿五文 春役 廿五文五人公仕

合四升五合 同

拾文 茶子錢仁升つきあて

五文炭錢 仁升御鏡二枚

廿七俵ノ出目

廿五文代ノ錢 五合わせはつう壹束三把

拾五文けぞう 以上

のように二口在家は地名二口となり、その田地は千二百疋の佐藤次郎兵衛と千三百八十疋の工藤番内とに別れ、その跡を相続していた佐藤や工藤は五人の公仕、御鏡二枚等を提出したのである。木村屋敷とあるのは木村在家の跡であるらしく、五百十本疋が田中文七郎、二百七十疋は田中雅楽助、木村左京が相続し、前者は十五文三人、中者は十文二人の公仕、後者は廿五文五人の公仕として寺に奉仕している。公仕を勤めている者が外にかうやを所持する佐藤左衛門太郎、木村刑部、馬坂を所持する大沼九郎、同兵庫、下関の守屋彦兵衛、高子孫兵衛、おんかみの末の木村孫太

郎、北山半在家の工藤五郎左衛門、がけの下半在家の大沼衛門五郎の十四軒がある。何れも在家役をつとめているのであろうが、にちおん在家はにちおんの名で六百六十束を工藤蕃内、八百刈を山崎外記が、九十刈が後守左衛門二郎が分割所持し、在家役は工藤蕃内が引継いでいるのであろう。大沼在家は九郎と兵庫の二名が分割所持する馬坂二二五〇刈と一七二〇刈の田地がその跡でなからうか。関口在家は百束刈守屋彦兵衛四十刈のみであるから或は下関となつてゐるのかも知れない。下関には六百刈の守屋彦兵衛と四五〇刈の高子孫兵衛が在家役を奉仕している。下関祭地と呼ばれる四六〇刈の田地は関口の祭神と関係するものであろう。木村孫二郎の所持する米沢在家二百五十刈と百五十刈、大沼孫兵衛の四十刈の田地は刑部左衛門米沢とあるのであろう。この外七百刈水戸辺石京、百十刈大沼若狭とあるとうふう在家は水戸辺が在家役を勤めていないのでどの在家の跡か明らかでない。

鹿島明神を祭る鹿島太夫は下関さまざまちてん七百五拾刈、十五俵の出目と馬、の上かしまとうてん四百五拾刈、合拾八俵九升四合本、五俵六合の出目を所持し

拾貳俵米壹俵三升油 拾五文かくま卅束

四升塩米二つもつて 貳升酒米

六升みそ米ニ積て 三文とうふう三てう

三文たてつけ桶 廿文茶子銭

三升なつとう米ニ積て 廿文酒出

七文大根七束 百文やく

五文な二駄 壹文抹茶貳升

拾五文薪五束 壹文とうしん壹把

拾文はし千五百膳 貳文うち大豆五盃

七日ノ間盥座のまつり 以上

をつとめていたが公仕はなく御鏡も出してなかった。後世衆徒と並ぶ地位を与えられていたのであるが、当時も在家とは異った待遇を与えられていたのである。この外鹿島別当の名で馬ノ坂、北原、十二柳、村ノ西、富沢、河原、水しり、等で一七八〇疇の田地を所持しこの検地帳における最高の田地持となっていた。

八畝村の蔵入一二八七俵一升九合の内実に八三九俵五升二合が出自であった。寺の検地が厳格であった故もあろうが、何れにしても最初の検地は間延びが大きかったと見え、名請百姓の数が頗る多く、百数十人に達している。百疇以下一九人、百疇―三百疇一〇六、四百―六百疇四九、七百―千疇二一、千疇以上一九人となり、高の多い者は公仕はないが、春役、秋役、雑物等の納入の負担を強いられていた。ほんにや坊の如く六五疇の小高でも役田を所持していた者もあるが、是等は何等かの因縁によるものであつたらう。

慈恩寺領^⑧は元和八年三院外四十余衆徒の祈念燈明料として三千百八十二石五斗四升、千五百九十一石二斗七升の寺領が与えられ、内三百石は正月元日より九日迄の御祈念燈明料、百五十石は御影供田、五百石は四月八日御祈念并舞童業者、百石鎌倉之為御祈念、五十一石一年舍利会御祈念、三百六十九石七斗六合燈明おろし、四十一石一斗七升は大師講、三十石二斗九升四合居屋敷分で、内千五百五十六石八斗八升三合、七十一町五反五百五畝八歩は八畝村の内、六百五石八斗六升七合、三十三町五反七畝十六歩は石持、石川村、九十七石三斗五升、二町六反七畝は島村、高谷村、三十石五斗六升一町九反二畝十五歩吉川村、三十石四斗四升二町五畝小金村六石五斗四反步田ノ沢村、八石六斗五升五反九畝大谷村、三十石四斗八升二町二反二畝歩は荻袋、一之沢、北山の各村、一石七斗一反二畝は顔吉村、二百四十五石五升二合二十二町六歩箕輪村、二百八十三石九斗二升二文、三十四町一反九畝醍醐村と実に十六ヶ村にわたる領地を所持していた。

| 在家 | 屋敷神 | 祭例 | 別当 | 分家 |
|------|------|--------|--------|--------------------------------|
| 川野在家 | 十二神 | 旧8月8日 | 川野金蔵 | 川野勳四郎 川野嘉作 三瓶与作 |
| 次郎在家 | 諏訪明神 | 旧7月27日 | 川野佐吉 | 三瓶金五郎 三瓶七兵衛 松田藤吉 菅善太郎 |
| 神子在家 | 折居権現 | 旧8月8日 | 佐藤権四郎 | 草勳之丞 同小太 松田寅吉 |
| 卜野在家 | 稲荷明神 | 初午 | 草壁三吉 | 草勳仁兵衛 草勳小次郎 草勳重松 |
| 西野在家 | 天神 | 旧8月8日 | 佐藤権右門 | 富樫藤五郎 |
| 高城在家 | 地藏尊 | 旧3月24日 | 阿部隼人 | 阿部甚六郎 藤幸次郎 佐藤幸吉 |
| 反野在家 | 神明 | 9月3日 | 佐藤金吉 | 猪倉円次郎 |
| 岡野在家 | 熊野神 | 9月3日 | 伊藤带刀 | 富樫藤兵衛 |
| 北野在家 | 十二神 | 8月8日 | 伊藤太郎右門 | |

箕輪の郷は醍醐の郷と共に寺領であつたが、記録では応永十年渡辺の藤五郎在家を大園坊が購入したというのが残っているだけである。

箕輪村折居権現の別当が兩年にわたつて祭礼を怠つたので、永禄五年祭祀田二百束刈を白岩奉行小野田内匠頭、多田玄蕃に取上げて箕輪村在家衆に交付された記録があり、この二百刈は寒河江地頭大江家から慈恩寺の折居権現に対して免家の形で附与していたものであつた。在家の共同で耕し、その祭礼を続けさせる目的で交付されているのである。箕輪は慈恩寺のある醍醐の郷に続く山麓の集落で約三十戸からなり、二四五石の御朱印地であつた。慶長十六年の箕輪村持僧分田地之帳によると一二、二二五刈で内一、九八〇束刈は在家より寺中江抜作田として渡っており、在家地は七、七九七束刈であつた。田二五町五反、畑九反、一戸平均八反余の耕地の少い集落であるが、古くは慈恩寺の在家八軒と一軒の半在家を中心とするものであつた。宝曆三年の箕輪村代官富樫藤兵衛の書上げによると表の通りの構成で、川野在家、次郎在家、神子在家、卜野在家、西野在家、高城在家、反町在家、

家、岡野在家、北野在家より成るものであった。

川野姓を名乗る家の本家は二軒で共に別当となっているが、次郎在家は川野在家の血縁分解によるものであろう。神子は職務を物語るものである。慶長十三年の箕輪村持僧分田地之帳によると、

| | | | |
|-------------------|---|--------|--|
| 1 〆 1949文地39俵3合5勺 | | | |
| 太郎在家 | { 喜兵衛 50文地 五兵衛 110文地 } | 160文地 | |
| 川野在家 | { 久六 72文5分地 六兵衛 120文地 梅本坊 46文地 } | 252文5分 | |
| 神子在家 | { 嘉右ヱ門 80文地 新兵衛 15文地 } | 95文地 | |
| 榊居在家 | { 仁兵衛 100文地 兵右ヱ門 35文地 } | 155文地 | |
| 西ノ在家 | { 次郎右ヱ門 20文地 孫右衛門 50文地 太五右ヱ門 30文地 庄兵衛 50文地 五右ヱ門 15文地 五兵衛 95文地 花藏院 33文5分 } | 428文5分 | |
| 高所在家 | { 太五右ヱ門 70文地 三九郎 20文地 七兵衛 102文地 } | 192文地 | |
| そり町在家 | { 兵助 100文地 左次兵衛 25文地 宝藏院 52文5分 兵右衛門 105文地 } | 282文5分 | |
| お賀の在家 | { 多兵衛 112文地 兵右衛門 65文地 五兵衛 117文地 } | 194文 | |
| 北ノ在家 | 利兵衛 118文5分 | | |
| 久保在家 | 吉兵衛 50文地 | | |

となっていた。一部の田地は梅本坊の外学頭花藏院、宝藏院の所有地となっていた。何れも高持の寺であったから地主として所持していたものである。在家より寺中江抜作の田地は四六〇束刈観乗坊、二七〇束刈藤本坊、百束刈延命坊、五百束刈光重院、それに笛田五百束刈、筆代田一五〇束刈となっている。久保在家と榊居在家が多かったわけであるが、太郎在家は後世の次郎在家であらう。分家と称する者は別当の鎮守神を祭る一類であるが、姓が異なっている

のがあるのを見ると血縁関係とは限っていないらしい。文政二年三月下居権現出入書覚帳によると「下居権現之儀は惣(折)村鎮守に而村方鎮護にて候」とある。八坂村の香島明神の如き関係にあつたらしい。「箕輪村折居権現ハ其昔只鎮守堂と申候。社の仏神ハ末社ニ而村中者惣鎮守御本尊と仰村中与荷を以御堂の修覆仕候処、応永年中御不慮の儀有之御内陣より御神輿を御遷座被下置四年之間御崇敬御番仕候」との記録もあり、神子在家が掃そうじ、雪下し等をつとめて来たので、俗体ながら慈恩寺内陣の拜礼を許され、法会の後には賄を頂戴する慣例となっていた。

応永年中から若干の山畑屋敷を無年貢地とし、堂守として神子在家と杉本坊が半数づつ勤めてきた。享保五年の箕輪村総鎮守下居権現祭並壇祭定書によると、祭礼には八軒半の在家の者が参加して直会すること、他村より在家地に引越したる者は半入祝儀として二酒一斗を出すこと、在家株を譲受けて村に入る時は堂社修覆科として金子老両を納めること、毎年堰はらい普譜を怠らないこと。若しそれをおこたる者は座に加わることが出来ない事等を規定している。

慈恩寺関係の記録には⑩

延文二年 上田村在家

応仁二年 白岩熱塩郷之内滝在家年貢五貫文

延徳二年 太郎半在家

等が見えるから寺領の縮小で後世には関係を失うのであろう、葉山々中の山村幸生には十六在家があつて、永禄の年号を記した記録も現存しているのであるが、恐らくこの方は葉山大円院の在家であつたと思われる。

41 寺社
米沢盆地の成嶋部落には正月在家から十二月しほナに及ぶ一二の在家名と潤月に当る壬生みぎう在家がある。この神社には正安二年(一三〇〇)以来の地頭長井家の納めた棟札四六枚を所持している古社であるが、神社は天正十八年岩出山に移され、更に仙台大崎に移され、門前の矢子町、石切町も仙台に移っている。従つて神社と結びついていた十三在家も原

正月在家は一町八反一畝十七歩、二月在家一町四反九畝二十九歩、三月在家二町九反五畝二歩、四月在家一町七反七畝九歩、五月在家一町一反七畝二十五歩、六月在家一町八反九畝十三歩、七月在家二町一反三畝四歩、八月在家一町六反七畝十六歩、九月在家二町二十九歩、十月在家一町七反四畝一歩、十一月在家一町七反六歩、十二月在家五町六畝十六歩、内六月と十二月は八反歩の原野を含む田地であった。何れも中世には一―二町歩を耕す在家主があつて神社に奉仕してのいのであろうが、今は三月在家の大灯提を持って祭祀に参加する程度で神社との関係は失われている。山形盆地の柏倉八幡に一月田から十二月田まで各五反歩程づつの田が残っていたのと同様神田があつて各月にそれぞれの在家加役を果していたのであろう。

安久津八幡の大永八年（一五二八）の「例祭物取収並に支払」なる記録によると、千文市川在家、百文中の目在家、二四〇文和泉在家、四百文柏木目在家、一〇〇文中里在家、四百文泉岡在家、八十文日渡在家、六十文成塚在家、八十文、清水調在家、同世市九郎右衛門在家、三二文鉢在家、十文窪在家等の各在家と田制下総殿・勘由匠殿、井上筑後殿、浜田常陸殿、横尾平右衛門殿、浜田筑後殿、修理惣殿、丹波殿、伊勢殿、筑前殿、大炊殿等の外八郎左衛門の名が記されている。殿名で呼ばれるのは名主的武家で在家名の者が神社に所属する在家主であつたと思う。三七九六文を分担納入したのであつた。

注

- ① 拙稿 山形県地名録 山形県郷土研究会 豊田武、加藤優「晴宗公采地 下賜録」とその考察 東北文化研究室紀要 八
 ② 長井政太郎 検地帳 山形県庁

- ③ 東村山郡史
- ④ 長井政太郎 工藤定雄 在家と村落 山形大学紀要 第三卷第四号
- ⑤ 長井所藏筆写本
- ⑥ 菅田慶恩 中世在家の崩壊について 歴史 第二二号
- ⑦ 慈恩寺華藏院所藏記録
- ⑧ 山形大学附属郷土博物館所蔵
- ⑨ 西村山郡史